

建設業労働災害防止協会兵庫県支部
表彰規程・基準

R7.9.24

| 表彰の種類 | 内 容 | 添付書類 |
|------------------------------|---|------------------------------|
| 作業所賞 (1 会員 1 件) | その工事期間中安全成績顕著なものに対し表彰する。(様式-1) | 1 安全衛生管理計画表 2 安全衛生管理組織表 |
| | <p>(1) 建設工事の労災保険料の額が 160 万円以上又は請負金 1 億 9 千万円以上であるもの。 ただし、次の事項のすべてに該当するものに限る。</p> <p>イ 安全衛生管理組織が合理的に整備され有効に運営されていること。 ロ 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること。 ハ 前年度(表彰する年の前年 4 月 1 日から表彰する年の 3 月末日までの間)において完成した建設工事であって、全工期無災害であること。</p> | |
| 事業者賞 (1 会員 1 件) | <p>(2) 建設業法に基づく大臣許可業者以外の事業主であって、兵庫県内の前年度の一括有期事業の労災保険料の額が 100 万円以上のものであること。ただし、次の事項のすべてに該当するものに限る。</p> <p>イ 上記(1)のイからハまでのすべてに該当するもの。 ロ 事業主が住所を有する都道府県以外の場所において施工した建設工事(前年度に完成した工事に限る。)について、死亡災害又は重大災害がなかったこと。</p> | 1 一括有期事業確定申告書写し(一括有期事業報告書含む) |
| | <p>元請事業主に積極的に協力し、作業所の労働災害防止に優秀な成績をおさめた専門工事業者に対する表彰とする。(様式-2)</p> <p>(1) 元請事業場の安全衛生指導に自らも積極的に安全対策を講じ、事業場及び作業所において労働災害防止に優秀な成績を収めた事業者で、当該元請事業場が推薦したもの。ただし、推薦元請事業主が前年度において当該都道府県内で無災害であったもの又はそれに準ずる成績を挙げているものに限る。 ※ 会員に所属する下請事業場であること。</p> | |
| 団体賞 (上記 2 賞と併せて 1 会員 1 件) | <p>安全衛生活動を活発に推進し、その加盟事業場の安全衛生水準向上に著しく貢献した企業団体に対する表彰とする。(様式-3)</p> <p>(1) 団体の組織が確立しており、かつ、相当恒常性を有していること。 (2) 具体的な労働災害防止計画が樹立され、その実施状況が特に良好であること。 (3) 団体に加入している事業場において、表彰対象期間中に重大な災害の発生がなかったこと。</p> | 1 団体組織表 |
| 分会賞 | <p>分会活動を活発に行い所属会員事業場の安全衛生成績の向上に努力し、他の分会の模範と認められた分会を表彰する。(様式-3)</p> <p>(1) 労働災害防止について具体的に活発な活動をしていることが認められること。 (2) 表彰対象期間中、分会所属事業場及び作業所において重大な災害がなかったこと。 (3) 会費の納入状況が常に良好であること。</p> | |
| 個人賞 (1 会員 1 名) | <p>功労賞 (概ね 35 才以上)</p> <p>永年にわたり安全衛生運動に尽くし、その向上発展に著しい功労があったものに対する表彰とする。(様式-4)</p> <p>(1) 10 年以上にわたり建設業の安全衛生業務に従事し、安全衛生水準の向上発展に著しく功労のあったもので、本部功績賞及び支部功績賞受賞者。</p> | 1 表彰状写し |
| | <p>功績賞 (概ね 35 才以上)</p> <p>安全衛生活動を活発に実践し、当該地域または関係事業場の安全衛生水準の向上に功績があったものに対する表彰とする。(様式-4)</p> <p>(1) 5 年以上にわたり建設業の安全衛生業務に従事し、当該地域または関係事業場の安全衛生水準向上に著しい功績のあったもの。</p> | |
| | <p>職長賞</p> <p>作業員に対する安全衛生指導が適切で労働災害防止に貢献した職長に対する表彰とする。次の事項のすべてに該当するもの。(様式-4)</p> <p>イ 作業の実務について作業員の直接指揮監督に当たる者及びその上級の者であること。 ロ 職長としての経歴が 10 年以上あること。 ハ 本人の担当した作業所において、過去 5 年以内に死亡災害又は重大災害の発生がなく、かつ、過去 2 年以内無災害であること。</p> | |
| 善行賞 | <p>作業所における異常事態の発生に際し、適切な措置により人命を救助し、または財産の保護に努めたもの。(様式-4)</p> | |